

周南市特定建設工事共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、周南市が発注する建設工事に係る共同企業体の適正な運用を図り、工事の円滑かつ適正な施工を確保するため、工事ごとに結成される共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「特定建設工事共同企業体」（以下「特定共同企業体」という。）とは、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等、工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 特定共同企業体の対象工事は、次の各号に掲げるものとする。ただし、対象工事として掲げられている工事であっても、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 請負対象設計金額が2億円以上の土木工事
- (2) 請負対象設計金額が3億円以上の建築工事
- (3) 前2号に掲げる工事以外の建設工事であって、請負対象設計金額が1億5千万円以上のもの

(構成員の数)

第4条 特定共同企業体の構成員の数は、3社までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(構成員の資格)

第5条 特定共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも5年以上あること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり当該工事と同種の工事を施工した実績があること。
- (3) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(構成員の組合せ)

第6条 特定共同企業体の構成員の組合せは次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内建設業者のみで施工可能な工事の場合は、市内建設業者同士の組合せとする。

(2) 市内建設業者のみでは対応できない工事の場合は、市内建設業者と市外建設業者の組合せとする。

(3) 市外建設業者でしか対応できない工事の場合は、市外建設業者同士の組合せとする。

2 前項第1号及び第2号において、市内建設業者の数が不足する場合は、市外建設業者で代替することができるものとする。

(結成方法等)

第7条 特定共同企業体の結成は、自主結成とする。

2 特定共同企業体を結成した構成員は、同一工事において他の特定共同企業体の構成員になることはできない。

3 特定共同企業体を結成したときは、特定建設工事共同企業体協定書(別記第1号様式)を作成するものとし、その日付をもって、当該共同企業体は成立したものとする。

4 特定共同企業体が当該建設工事の請負契約の相手方となったときの残存期間は、契約履行後3箇月を経過した日までとする。

ただし、結成された特定共同企業体のうち、当該建設工事の請負契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(出資比率)

第8条 出資比率は、特定共同企業体のすべての構成員が均等割の10分の6以上であるものとする。

2 出資比率の指示は、当該工事の公告の中で最低出資比率について行う。

(代表者)

第9条 特定共同企業体の代表者は、構成員中施工能力が最も大きいものとする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(結成後の協定内容の変更)

第10条 特定共同企業体結成後、協定内容に変更があった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 事務所の所在地、取引金融機関等、工事の施工上影響のない事項については、変更届を提出させる。

(2) 構成員の出資比率、代表者等、工事の施工上影響のある事項については、承認事項とするが、原則として認めない。

(指名停止等)

第11条 特定共同企業体に対する指名停止等については、周南市建設工事等

の請負契約に係る指名停止等措置要領の定めるところによる。

(その他)

第12条 この要領により難い場合には、周南市契約等審査会に諮り、決定するものとする。

附則

この要領は、平成15年4月21日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1） 周南市発注に係る〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「工事」という。）の請負
- （2） 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇番地
- 〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇〇番地
- 〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- 〇〇建設株式会社 〇〇%
- 〇〇建設株式会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の

施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、当企業体は、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、

第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事が契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇県〇〇市〇〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印